

2019年 5月改訂

承認指令書番号

13生畜第3146号

貯法

密閉容器

販売開始

1992年 10月

劇 フロルフェニコール飼料添加剤



▶ 使用前に本説明書を必ず読み、記載事項を守って使用してください。

### 本質の説明又は製造方法

本剤の主成分であるフロルフェニコールは、チアンフェニコール系の動物専用合成抗菌剤である。本成分は、胸膜肺炎の起原因菌である*Actinobacillus pleuropneumoniae* (アクチノバシラス・プルロニューモニエ) の血清型(1~12型)に優れた抗菌活性を示す。また、各種薬剤に低感受性~耐性化したアクチノバシラス・プルロニューモニエにも活性を示し、これらの菌株による胸膜肺炎に対して高い治療効果を有する飼料添加剤である。

### 成分及び分量

本品1kg中 フロルフェニコール 5g(合成抗菌剤 フロルフェニコール 0.5%製剤)

### 効能又は効果

有効菌種 アクチノバシラス・プルロニューモニエ  
適応症 豚:胸膜肺炎

### 用法及び用量

飼料1t当たりフロルフェニコールとして下記の量を均一に混じて経口投与する。

豚 :20~40g(本品として4~8kg)

又は、1日体重1kg当たりフロルフェニコールとして下記の量を飼料に均一に混じて経口投与する。

豚 :1~2mg(本品として0.2~0.4g)

### 使用上の注意

(基本的事項)

#### 1 守らなければならないこと

##### 【一般的注意】

- (1) 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- (2) 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- (3) 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- (4) 本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、過剰にわたる連続投与は行わないこと。
- (5) 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物〔豚〕について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚 : 食用に供するためにと殺する前3日間

##### 【使用者に対する注意】

- (1) 飼料等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。
- (2) 作業時には、防護メガネ、マスク、手袋等の防護具を着用し、眼、鼻、口等に入らないよう注意すること。

##### 【取扱い及び廃棄のための注意】

- (1) 使用の期限が過ぎた製剤は使用しないこと。
- (2) 小児の手の届かないところに保管すること。
- (3) 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- (4) 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- (5) 本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。

#### 2 使用に際して気を付けること

##### 【使用者に対する注意】

- (1) 誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

##### 【豚に関する注意】

- (1) 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること  
注意—使用基準の定めるところにより使用すること

#### 【製品情報お問い合わせ先】

MSDアニマルヘルス株式会社

東京都千代田区九段北一丁目13番12号 TEL 03-6272-1099 FAX 03-6238-9080

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要であると認めるときは、上記「製品情報お問い合わせ先」に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。